

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 24 - (4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。 (2) 地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおりとすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。

所管部会・分科会 企画調整部会 まちづくり分科会

事業区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市民活動支援事業	<p>市民活動支援事業費補助金</p> <p>【目的】 自主的にまちづくりを実践している市民活動団体の発掘と、市民活動団体の活動に対する新たな事業展開への動機づけを促進するために補助金を交付する。</p> <p>【支援内容】 5人以上の団体、グループの活動に対象経費の3分の2以内で30万円を上限に助成する。 事業費が5万円以下の活動に対しては、対象額から一定額(1万円)を引いた額を助成する。</p> <p>【予算】 市民活動支援業務委託料 2,024,000円 内訳 市民活動支援事業費補助金 1,900,000円 市民活動支援事業事務 124,000円</p>	<p>区・地域生涯学習活性化推進補助金</p> <p>【目的】 各区及び地区生涯学習推進会議が行う地域おこし・生きがいに資する事業に対し補助する。</p> <p>【支援内容】 次の事業に補助金を交付する。 研修会的な事業 文化的な事業 レクリエーション的な事業 ボランティア的な事業 区内の各団体で行われる事業</p> <p>【交付の条件等】 新しい事業、今までの企画を変える事業等、生涯学習の起爆剤となる事業 継続性が見込まれる事業 区・地域の誇りとして残る事業 地域おこし等に意義深い事業</p> <p>【補助金の額】 事業費の1/2で5万円を限度。原則3ヵ年継続事業。 ただし、懇親会費は含まない。</p> <p>【年間予算枠】 200,000円</p>	<p>松山町地域づくり団体支援事業補助金</p> <p>【目的】 個性豊かな活力に満ちた地域社会をつくるために、団体(サークル団体を含む。)が自ら行う地域づくり事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【内容】 地域における多様な歴史・文化等を活かした特徴ある地域づくりを推進するため、次の項目に重点を置いて実践する事業とする。 生涯学習の推進に関する事業 地域景観形成の推進に関する事業 福祉、ボランティア活動の推進に関する事業 伝統文化の継承、振興に関する事業 その他町長が特に必要と認める事業</p> <p>【予算】 平成16年度予算 @120千円×2団体=240千円</p>		合併までに調整し統一する
地域コミュニティへの補助金、交付金等	<p>生涯学習事業で実施 酒田市コミュニティ振興事業補助金 57,771,000円</p>	<p>公民館事業で実施 各地区生涯学習推進会議活動補助金 200,000円</p>		<p>まちづくり推進事業費補助金</p> <p>【目的】 地域(分館単位)を中心に住民が主体となったまちづくり活動を支援し「緑と水心ふれあう町 平田」の実現を図るため補助金を交付する。</p> <p>【補助内容】 地域づくり計画(分館毎にH12町総合計画策定時に策定)に計画されているソフト事業及び町長が適当と認めた事業。 予算の範囲内としているが、創設期からおおむね10万円程度の補助として定着している。</p> <p>【審査方法等】 毎年5月10日まで企画課へ補助金の申請、翌年度4月10日まで実績報告。 内容は事務局が確認。</p> <p>【予算】 900,000円(90,000円×10分館)</p> <p>公民館事業で実施 地区公民館活動補助金 2,700,000円</p>	当面現行のとおりとし、合併後公民館事業等他事行と調整を図ることとする

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 24 - (4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(3)自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																															
<p>自治会館建設資金利子補給金</p> <p>【目的】 自治会館建設等(新築、工事額が50万円以上の改築及び増築)に対し資金の融資の斡旋及び利子補給を行うことで、自治会活動に寄与するものである。</p> <p>【補助金の額】 利子補給は、融資額600万円を限度とし、年利3パーセント以内で7年の元金均等償還で算出した額を限度に補助金を交付する。</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>13自治会</td> <td>952,616円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>12自治会</td> <td>983,016円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>10自治会</td> <td>764,494円</td> </tr> </table>	平成13年度	13自治会	952,616円	平成14年度	12自治会	983,016円	平成15年度	10自治会	764,494円	<p>公民館建設費補助金交付規程</p> <p>【目的】 生涯教育の振興を図るため、地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体として町長の許可を受けた区の公民館等の集会施設を新築又は増改築する区に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助対象事業】 新築、増改築建物の面積は30㎡以上 会議集会及び学習・実習に必要な施設 水道、便所を完備</p> <p>【補助金の額】 1/3以内、限度額500万円 移転補償に伴うものは、実建設費から補償額等を差し引いた額の1/3以内、限度額500万円</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1区</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1区</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成16年度計画</td> <td>1区</td> <td>5,000千円</td> </tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	平成13年度	1区	5,000千円	平成14年度	1区	5,000千円	平成15年度	なし		平成16年度計画	1区	5,000千円	<p>自治会集会施設整備事業補助金)</p> <p>【目的】 自治会(地縁団体の認可を受けた自治会に限る。)に対して集会施設を整備することで、自治会活動に寄与するもの。</p> <p>【補助金の額】</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 500万円</td> </tr> </table> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1自治会</td> <td>6,032千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2自治会</td> <td>8,291千円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度計画</td> <td>3自治会</td> <td>26,000千円</td> </tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	建物	1/2以内	限度額 1,000万円	用地	1/2以内	限度額 500万円	平成13年度	1自治会	6,032千円	平成14年度	なし		平成15年度	2自治会	8,291千円	平成16年度計画	3自治会	26,000千円	<p>集会施設整備費補助金</p> <p>【目的】 集落における地域活動の活性化を促進するため、拠点となる集会施設の整備に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助金の額】</p> <table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td>一律</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 125万円</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 100万円</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 50万円</td> </tr> </table> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>5集落</td> <td>1,634千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>10集落</td> <td>12,937千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>10集落</td> <td>17,044千円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度計画</td> <td>11集落</td> <td>19,500千円</td> </tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	新築	一律	500万円	増築	1/2以内	限度額 125万円	改修	1/2以内	限度額 100万円	備品	1/2以内	限度額 50万円	平成13年度	5集落	1,634千円	平成14年度	10集落	12,937千円	平成15年度	10集落	17,044千円	平成16年度計画	11集落	19,500千円	<p>合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、現在過疎指定を受け、過疎計画で取り組んでいく八幡町、松山町及び平田町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。</p> <p>新市自治会集会施設建設整備事業補助基準(案)</p> <p>1 新築(新設を含む)に係る補助率及び補助金額 建設に要する経費の2分の1 限度額 200万円 ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは200万円を超えない範囲で交付する。</p> <p>2 増改築に係る補助率及び補助金額 建設に要する経費の2分の1 限度額 100万円 ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは100万円を超えない範囲で交付する。</p> <p>用地費、備品費は建設に要する経費には含まないものとする。</p>
平成13年度	13自治会	952,616円																																																																	
平成14年度	12自治会	983,016円																																																																	
平成15年度	10自治会	764,494円																																																																	
平成13年度	1区	5,000千円																																																																	
平成14年度	1区	5,000千円																																																																	
平成15年度	なし																																																																		
平成16年度計画	1区	5,000千円																																																																	
建物	1/2以内	限度額 1,000万円																																																																	
用地	1/2以内	限度額 500万円																																																																	
平成13年度	1自治会	6,032千円																																																																	
平成14年度	なし																																																																		
平成15年度	2自治会	8,291千円																																																																	
平成16年度計画	3自治会	26,000千円																																																																	
新築	一律	500万円																																																																	
増築	1/2以内	限度額 125万円																																																																	
改修	1/2以内	限度額 100万円																																																																	
備品	1/2以内	限度額 50万円																																																																	
平成13年度	5集落	1,634千円																																																																	
平成14年度	10集落	12,937千円																																																																	
平成15年度	10集落	17,044千円																																																																	
平成16年度計画	11集落	19,500千円																																																																	